

パブリックコメント

伊勢原市

パートナーシップ宣誓制度(案)

～ すべての人が安心して自由に平和に暮らせる

「人権を尊重するまちづくり」を目指して ～



6色の虹色はLGBTの
シンボルとされています。

募集期間 令和**4**年**8**月**22**日(月)～令和**4**年**9**月**26**日(月)

伊勢原市では、人権施策推進指針(改定版)における人権を尊重するまちづくりの基本理念に基づき、パートナーの関係にある2人の市民がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓制度の導入を予定しています。

皆さまからのご意見を募集します

ご意見をいただく際は、意見記入用紙に住所・氏名・電話番号を明記のうえ、直接担当へお持ちいただくか、郵送、ファクス、電子メールでお送りください。

■問い合わせ先■

〒259-1188

伊勢原市田中348番地

伊勢原市市民生活部 人権・広聴相談課

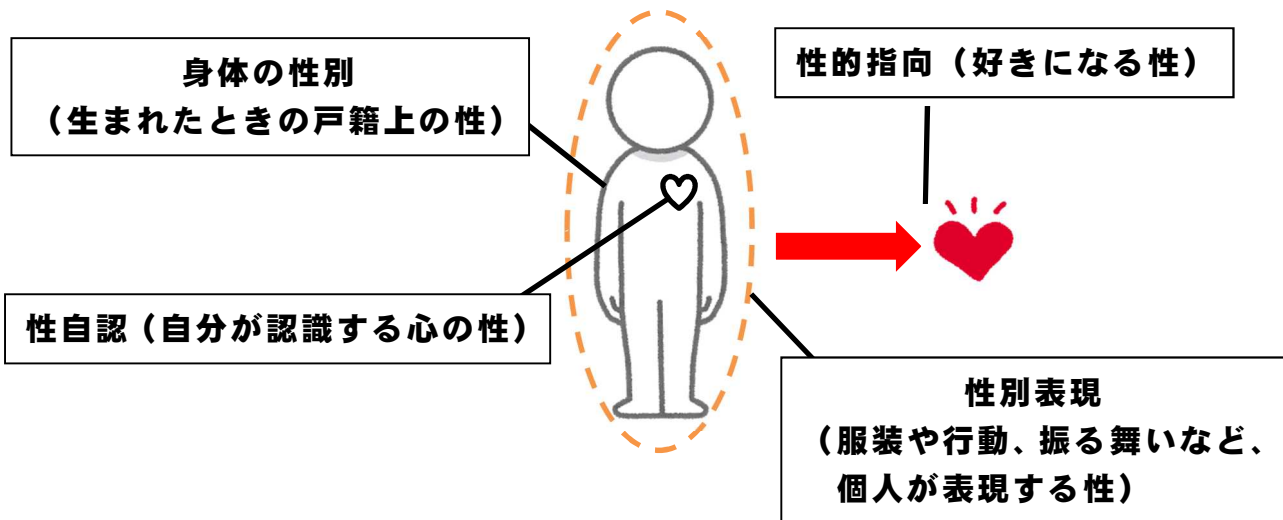
TEL 0463-94-4716(直通)

FAX 0463-92-9009

E-mail jinken@isehara-city.jp

性の多様性について

性のあり方は多様で、「男と女」と明確には分けられません。主に4つの要素の組み合わせから、「性のあり方」はできていると考えられています。



性のあり方は「セクシュアリティ」ともいいます。セクシュアリティが少数派の人たちをセクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）と呼びます。

また、LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称のひとつとしても使われることがあります。

- L** Lesbian（レズビアン）女性同性愛者
心の性が女性で恋愛対象も女性
- G** Gay（ゲイ）男性同性愛者
心の性が男性で恋愛対象も男性
- B** Bisexual（バイセクシュアル）両性愛者
恋愛対象が女性にも男性にも向いている
- T** Transgender（トランスジェンダー）
身体の性と心の性が一致しないため、
身体の性に違和感を持つ人

性的マイノリティには、LGBT以外にも、
A＝アセクシュアル（同性にも異性にも性愛を抱かない人）
I＝インターセクシュアル（身体的に男女の区別がつきにくい人）
Q＝クエスチョニング（自分の性別や性的指向に確信が持てない人）など、様々な人がいます。

性の多様性については、「性的指向 (Sexual Orientation) と「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取って「SOGI (ソジ)」という言葉で表現されることもあります。

当事者の抱える困難

性の多様性への理解は少しずつ進んできてはいますが、差別や偏見は残っており、2人の関係を公表していないことも多く、様々な生きづらさや困難を抱えて生活していることもあります。



校則で定められた
男女別の髪型や服装



パートナーの入院時に家族
として扱われず、保証人にな
れない、手術の同意がで
きないことがある



夫婦であれば利用できる
制度を利用できないこと
がある

伊勢原市パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ制度とは、2人の市民がその自由な意思により、お互いがパートナーであることを自治体に宣誓し、自治体が宣誓書の受理を証明する制度です。

当事者の方が心理的に、公的に認められたという感覚になることが期待されることに加えて、市営住宅・県営住宅への入居をはじめとする一定の行政サービス等が利用可能になります。

今回、導入を予定している「伊勢原市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻制度を利用できない、あるいは利用しない性的マイノリティや事実婚のカップルの生きづらさや困難の解消を図ることを目的としています。

ただし、当制度は、法律上の婚姻制度ではないため、戸籍や在留資格が変わるものではなく、民法で定められている扶養・被扶養や相続についての効力も生じません。

伊勢原市では、性の多様性に関する普及啓発に引き続き努めるとともに、当制度の導入にあわせて、様々な関係機関に当制度の趣旨を御理解いただけるよう、働きかけを行います。

制度の骨子案

名 称	伊勢原市パートナーシップ宣誓制度	
制度根拠	伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱	
趣 旨	伊勢原市人権施策推進指針（改定版）における人権を尊重するまちづくりの基本理念に基づき、パートナーの関係にある2人の市民がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓制度を導入する。	
開始時期	令和5年7月	
用語の定義	パートナーシップ	お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係（宣誓の要件に該当する者に限る。）をいう。
	宣誓	パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、双方がお互いのパートナーであると誓うことをいう。
宣誓の要件	年齢要件	民法の規定する成年に達していること。
	住所要件	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・双方が市内の同一住所に居住していること。 ・一方が市内に住民登録があり、他方が宣誓後3箇月以内に当該住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という。）。 ・双方が市内に住民登録があり、宣誓後3箇月以内に市内の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。 ※ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
	婚姻等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現に婚姻していないこと。 ・現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
	近親者等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓する相手が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係）でないこと。 ・宣誓する相手と養子縁組をしている場合にあっては、宣誓する時点において養子縁組を解消していること。
宣誓の方法	宣誓をしようとする者がそろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書に自ら記入し、添付書類とともに提出する。 ※ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。	

宣誓時の提出書類等	宣誓様式	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書 ・パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3箇月以内に交付されたもの。転入予定者の場合にあっては、転出証明書の写し又は本市に転入予定であることが確認できる書類） ・戸籍抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日以前3箇月以内に交付されたもの。） ・上記のほか、市長が必要と認める書類
	本人確認	<p>次のいずれかを提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの ・上記のほか、市長が適当と認める書類
	転入・転居予定者	<ul style="list-style-type: none"> ・転入予定者が市内に転入したときは、宣誓書等を提出した日から3箇月以内に住民票の写し等、本市に転入したことを証する書類を市長に提出する。当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出る。 ・転居予定者が同一住所に転居したときは、宣誓書等を提出した日から3箇月以内に住民票の写し等、同居の事実を証する書類を市長に提出する。当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出る。 ・市長は、期間内の提出が困難であるとの申出を正当と認めるときは、提出期限を延長することができる。
通称名の使用	<p>通称名（戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称）の使用は可能とする。通称名を用いる場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示する。</p>	
受領証等の交付	<p>宣誓の要件を満たしているときは、次の書類等を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。） ・パートナーシップ宣誓書の写し ・パートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証カード」という。） <p>※宣誓者が転入予定者又は転居予定者であった場合は、必要書類の提出後に受領証及び当該宣誓書の写しを交付する。</p> <p>※受領証カードは希望者のみに交付する。</p>	
受領証等の再交付	<p>受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、受領証等の再交付を申請することができる。</p>	
宣誓事項の変更	<p>パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更があったときは、既に交付された受領証等を添えて、市長に届け出る。</p>	
宣誓の無効	<p>次のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間にパートナーシップの関係がないとき。 ・宣誓書等の内容に虚偽があったとき。 ・転入を証明する書類又は同居を証明する書類を提出しないとき。 	

<p>宣誓制度の適用終了</p>	<p>次のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用は終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。 ・ 宣誓者の一方若しくは双方が市外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。 ・ 宣誓の要件に該当しなくなったとき。 ・ 宣誓が無効になったとき。
<p>受領証等の返還</p>	<p>宣誓制度の適用終了の要件に該当したときは、市長に届け出るとともに、受領証等を返還する。紛失等により受領証等を返還できないときは、その旨を市長に申し出る。</p>
<p>宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表</p>	<p>市長は、必要があると認めるときは、宣誓制度の適用終了とした受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。</p>
<p>宣誓書等の保存</p>	<p>市長は、宣誓書等を宣誓制度の適用終了した日から起算して5年間保存する。</p>
<p>制度に関わる留意事項</p>	<p>伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱により2人の関係性を証明する制度であり、法律上の婚姻のように権利や義務が発生し、戸籍や住民票に記載されるものではない。</p>
<p>アンケート調査</p>	<p>状況確認のため、5年ごとのアンケート調査を行う。</p>



第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

伊勢原市では、人権を尊重するまちづくりを目指しています。

お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓され、自分らしく活躍されることを応援しています。

伊勢原市長



受領証 裏面サンプル

○ 注意事項

- 1 この宣誓書受領証の交付を受けた方は、伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱の趣旨に従ってください。
なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、伊勢原市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次のいずれかに該当するときは、宣誓が無効になります。
 - (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
 - (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。
- 3 次のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用が終了することになりますので、この宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（希望者のみ）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方若しくは双方が市外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
 - (4) 婚姻したとき。
 - (5) 当該宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップの関係になったとき。
 - (6) 宣誓が無効になったとき。
- 4 宣誓制度が適用終了となった場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの交付番号を公表することがあります。

○ 通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名		

この宣誓書受領証を提示された方へ


伊勢原市では、人権を尊重するまちづくりを目指しています。

この宣誓書受領証は、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。

法的な効力はありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

(発行：伊勢原市)

（表面）

	第	号
	年	月
パートナーシップ宣誓書受領証カード		
伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。		
<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>	
氏名 _____	氏名 _____	
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	
（宣誓日 年 月 日）		
伊勢原市長		<input type="text" value="印"/>

（裏面）

このカードは、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。 法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますよう、お願いいたします。	
戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>
【緊急連絡先】 （記入は自由です）	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先 _____	自署 _____